

第10期中間決算公告

平成23年12月22日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 塚本 隆史

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	3,002,895	預渡性預金	56,207,106
コ－ル口－ン	8,640,000	債券	1,028,630
債券貸借取引支払保証金	276,082	コ－ルマネ－	25,932
買入金銭債権	840,569	債券貸借取引受入担保金	1,393,125
特定取引資産	1,109,753	債券貸借取引受入担保金	2,684,429
金銭の信託	928	特定取引負債	315,244
有価証券	23,306,191	借入金	5,186,932
貸出金	31,977,021	外国為替	12,962
外国為替	108,307	社の他負債	780,800
その他の資産	2,439,850	未払法人税等	2,709,412
有形固定資産	737,329	リース債務	1,534
無形固定資産	220,037	資産除去債務	16,770
繰延税金資産	236,455	その他の負債	3,262
支払承諾見返	938,033	賞与引当金	2,687,844
貸倒引当金	△ 377,370	睡眠預金払戻損失引当金	8,487
投資損失引当金	△ 1	債券払戻損失引当金	14,893
		再評価に係る繰延税金負債	15,245
		支払承諾	75,806
		負債の部合計	938,033
			71,397,042
		（純資産の部）	
		資本金	700,000
		資本剰余金	1,057,242
		資本準備金	490,707
		その他の資本剰余金	566,535
		利益剰余金	259,205
		利益準備金	1,332
		その他の利益剰余金	257,872
		繰越利益剰余金	257,872
		株主資本合計	2,016,447
		その他有価証券評価差額金	△ 63,297
		繰延ヘッジ損益	△ 747
		土地再評価差額金	106,638
		評価・換算差額等合計	42,593
		純資産の部合計	2,059,041
資産の部合計	73,456,083	負債及び純資産の部合計	73,456,083

中間損益計算書 (平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経常	収	益
資金運用	利息	515,560
(うち貸出)	(利息)	318,258
(うち有価証券)	(配当金)	(224,749)
役員取引等	収	(57,096)
特定取引	収	97,171
その他業務	収	28,195
その他経常	収	30,635
		41,298
経常	費	費用
資金調達	費用	461,354
(うち預金)	(利息)	45,615
(うち債券)	(利息)	(19,046)
役員取引等	費用	(339)
その他業務	費用	30,256
営業	費用	16,171
その他経常	費用	300,009
		69,302
経常	利益	54,205
特別	利益	38
特別	損失	29,525
税引前中間純利	益	24,718
法人税、住民税及び事業	税額	219
法人税等調整	額	6,894
法人税等	合計	7,113
中間純利	益	17,604

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. (1) と同じ方法によっております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(3) 債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項（中間貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は248,442百万円であり

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上し

ております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 債券払戻損失引当金

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

① 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

② キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,830百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は2,717百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 320,170百万円
2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは275,016百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,828百万円、延滞債権額は486,811百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は

弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20,415百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は287,403百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は815,458百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は192,982百万円であります。

8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	43,618百万円
有価証券	8,167,294百万円
貸出金	4,045,432百万円
その他資産	1,560百万円

担保資産に対応する債務

預金	539,528百万円
コールマネー	686,600百万円
債券貸借取引受入担保金	2,684,429百万円
借入金	4,405,777百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,109,283百万円を差し入れております。

また、「その他資産」のうち保証金は56,577百万円、その他の証拠金等は190百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,884,480百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,388,583百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 596,849百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金762,187百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は933,845百万円であります。
15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 15.25%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益11,538百万円、貸倒引当金戻入益10,270百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却13,180百万円、株式等償却10,210百万円、住専処理への対応に係る費用9,086百万円、金融ADRへの対応に係る債権償却8,367百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」には、株式交換に伴う退職給付信託の一部返還損27,728百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,400,603	1,412,628	12,024
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	100,063	99,950	△113
合計		1,500,667	1,512,578	11,910

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式は、以下の通りです。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	320,170

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	222,769	150,275	72,494
	債券	14,474,336	14,421,214	53,121
	国債	12,390,489	12,358,240	32,249
	地方債	176,629	174,376	2,252
	社債	1,907,217	1,888,596	18,620
	その他	1,517,608	1,476,588	41,020
	信託受益権	426,000	407,199	18,800
	外国債券	1,057,133	1,035,522	21,610
	その他	34,474	33,865	609
	小計	16,214,714	16,048,077	166,636
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	411,193	546,756	△135,562
	債券	4,195,675	4,228,785	△33,110
	国債	3,358,149	3,359,573	△1,424
	地方債	7,097	7,112	△15
	社債	830,428	862,099	△31,670
	その他	1,416,457	1,469,234	△52,776
	信託受益権	384,730	407,091	△22,360
	外国債券	952,573	966,045	△13,472
	その他	79,153	96,096	△16,942
	小計	6,023,326	6,244,775	△221,449
合計	22,238,040	22,292,853	△54,812	

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間期におけるこの減損処理額は、10,950百万円（うち株式9,548百万円、社債1,401百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	928	999	△70	-	△70

(注)「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	195,535百万円
繰越欠損金	58,878
有価証券償却損金算入限度超過額	261,896
その他	246,981
繰延税金資産小計	763,291
評価性引当額	△382,864
繰延税金資産合計	380,427
繰延税金負債	
前払年金費用	102,525
その他	41,446
繰延税金負債合計	143,972
繰延税金資産の純額	236,455百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	205,776円04銭
1株当たり中間純利益金額	1,759円35銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	1,759円34銭

(重要な後発事象)

株式会社みずほ銀行（以下「当行」）は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほフィナンシャルグループ」）を通じて平成23年9月16日に公表いたしました「みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併等の統合に向けた対応について」において、両行の合併等の統合に向け、具体的な統合の方式やスケジュール詳細等について、検討・対応準備を進めることとしておりましたが、当行、みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行（以下「みずほコーポレート銀行」）は、平成23年11月14日開催の各社取締役会において、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、みずほフィナンシャルグループの完全子会社である当行とみずほコーポレート銀行が合併を行うことについて決定し、その具体的な検討・協議に向けて、当行、みずほフィナンシャルグループ及びみずほコーポレート銀行の間で基本合意書を締結いたしました。